

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
11月28日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………
- 漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(農林水産政策課)……………
- 漁業災害補償法第百八条第一項の規定による一定の水域の設定(農林水産政策課)……………
- 漁業災害補償法第百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示の一部改正(農林水産政策課)……………
- 海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)……………
- 公告
公共測量の実施(三件)(監理課)……………
- 選管告示
政治団体の名称等……………
- 政治団体の異動事項……………
- 資金管理団体の異動事項……………

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十九号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第百八十三条中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 森林環境税

第百八十三条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 地方税法第七百三十九条の五第六項の徴収金

第百八十四条第一項中「第十三号」を「第十四号」に改める。
第百八十七条第一項中「第八号」を「第九号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

山口県告示第三百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	機 関	廃 止 年 月 日
ひだまり歯科医院		周南市久米中央二丁目一七番一四		令和五、一〇、一
ひまわり薬局		宇部市西小串一丁目三番一五号		九、三〇
石橋薬局		岩国市車町二丁目六番二六号		八、三一
美東薬局		美祢市美東町大田五四三九の一		一〇、七
株式会社セントラル薬局		山陽小野田市中央一丁目五番二二		九、三〇

みずほ薬局須恵西店 の二二 大字小野田三九四二 一〇、一

山口県告示第三百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
周南ホームケアクリニック	光市島田二丁目二三番八号	令和五、一一、一
ひだまり歯科医院	周南市久米中央三丁目七番三号	一〇、一
セントラル薬局	山陽小野田市中央一丁目五番二二号	一、一、一

指定訪問看護事業者等 訪問看護ステーション等 指定年月日

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション名	所在地	指定年月日
株式会社ライフライン	光市大字三輪九一三の六	訪問看護ステーションココロ	下松市大手町二丁目五番一八号	令和五、一一、一

山口県告示第三百四十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和五年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人和貴会いそべ歯科医院	柳井市南町七丁目一四番七号	令和五、一一、三〇

山口県告示第三百四十七号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和五年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

表中「柱島漁業協同組合」を「岩国市漁業協同組合」に改める。

山口県告示第三百四十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十八条第一項の規定により、一定の水域を次のように定めた。
 漁業災害補償法第百十八条第一項の規定による一定の水域の設定に関する告示（平成三十年山口県告示第三百六十号）は、廃止する。

令和五年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 かき養殖業

加入区名称	水 域
通加入区	区第五号の漁業権に係る漁場の区域
彦島加入区	区第十四号の漁業権に係る漁場の区域
下関南風泊加入区	区第十七号の漁業権に係る漁場の区域
才川加入区	区第二百一十一号の漁業権に係る漁場の区域
戸田加入区	区第二百一十七号の漁業権に係る漁場の区域
下松加入区	区第二百二十号、区第二百二十二号、区第二百二十三号、区第二百二十七号及び区第二百二十九号の漁業権に係る漁場の区域
田布施加入区	区第二百三十一号の漁業権に係る漁場の区域
柱島加入区	区第二百三十九号の漁業権に係る漁場の区域

基点一、二、三、四、五、六の各点を順次結んだ線及び基点六、補助点六の一、五の一、四の一、三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 点の位置

基点

- 一 阿武郡阿武町大字惣郷字平田二の八番地の標柱の位置
- 二 阿武郡阿武町大字惣郷字平田三の一番地の標柱の位置
- 三 阿武郡阿武町大字惣郷字平田六の四番地の標柱の位置
- 四 阿武郡阿武町大字惣郷字平田五の三番地の標柱の位置
- 五 阿武郡阿武町大字惣郷字長浜一〇五の四番地の標柱の位置
- 六 阿武郡阿武町大字惣郷字平田三一一の一番地の標柱の位置

補助点

- 一の一 基点一から三三度四〇メートルの点
- 二の一 基点二から四三度五〇分五〇メートルの点
- 三の一 基点三から四四度五〇分四五メートルの点
- 四の一 基点四から四三度四〇メートルの点
- 五の一 基点五から四四度四〇メートルの点
- 六の一 基点六から五四度五〇メートルの点

二 山口県山口北沿岸宇田郷漁港海岸に関する部分の次に次のように加える。

二の二 (一) 海岸の名称

山口県山口北沿岸宇田郷漁港海岸宇田地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三の各点を順次結んだ線及び基点三、補助点三の一、二の

一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 阿武郡阿武町大字宇田字今浦一三一八番地六の標柱の位置
 (北緯三四度三四分〇二秒東経一三一度三二分二七秒)
- 二 基点一から二五度一六分五六秒三三・〇〇三メートルの点
- 三 基点二から三五度三六分一八秒二九・〇五七メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から二七四度一三分〇五秒二八・〇八九メートルの点
- 二の一 基点二から二九九度〇三分〇一秒二六・〇五一メートルの点
- 三の一 基点三から二七二度〇一分二〇秒三一・一七四メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号) 第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

二の三 (一) 海岸の名称

山口県山口北沿岸宇田郷漁港海岸尾無地区海岸

(二) 指定区域

基点四、五、六、七の各点を順次結んだ線及び基点七、補助点七の一、四の一、基点四の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 点の位置

基点

- 四 阿武郡阿武町大字惣郷字尾無六四三番地三の標柱の位置
 (北緯三四度三四分五八秒東経一三一度三三分一五秒)
- 五 基点四から七度〇七分〇三秒一一・八〇五メートルの点
- 六 基点五から二九六度〇三分〇六秒二・四四五メートルの点
- 七 基点六から二九四度一二分四八秒〇・七一九メートルの点

補助点

- 四の一 基点四から二七七度〇九分四二秒二六・七五九メートルの点
- 七の一 基点七から二七六度三八分一八秒二三・六七六メートルの点

注 1 基点四の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号) 第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

(二二四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。



令和五年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
宇部市居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目及び助田町
- 三 作業の期間
令和五年十一月一日から令和六年二月二十九日まで

(二二五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、長門土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(UAVレーザー測量)
- 二 作業の地域
長門市日置中
- 三 作業の期間
令和五年十一月一日から同年十二月二十八日まで

(二二六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

周南市周陽二丁目

三 作業の期間

令和五年十一月二十日から令和六年三月十五日まで



山口県選挙管理委員会告示第百二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年十一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出日)
立憲民主党山口県第1区総支部	坂本 史子	嵯佐 剛	宇部市昭和町/丁目4番(3号)	以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(立憲民主党)の支部	令和5、17
三善ようい後援会	三善 康平	三善 康平	美祿市美東町真名247の5		” ” 4
山下やすのり後援会	古屋 康男	松田 朋子	大嶺町東分3370		” ” 27

山口県選挙管理委員会告示第百十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年十一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の名	異動事項	異動内容		備考(異動日)
			異動	内容	
	氏名		新	旧	

自由民主党阿知須支部	砂村 幹夫	事務所	山口市阿知須 28/8	山口市阿知須 43/	令和5、 9、27
		代表者	砂村 幹夫	山本 貴広	
自由民主党防府支部	島田 教明	会計責任者	森重 豊	笹井 節子	" 4、 1
芥川きくじ後援会	村重 均	代表者	村重 均	杉山 隆典	" 10、 26
多田桂次郎後援会	重見 健治	会計責任者	多田桂次郎	松谷 治正	" " 27
俵田ゆうじを支える会	俵田 祐児	名 称	俵田ゆうじを 支える会	祐希会	" " 1
		会計責任者	葭谷 光哉	大林 和美	
日本保守党山口県本部	佐々木信夫	名 称	日本保守党山 口県本部	中道政治連盟 新しい風	" " "
三蒙下関地区本部政治活動 委員会	徳野 啓範	会計責任者	井口 裕	森本 哲平	" " "
山口県バス交通懇話会	竹重 秀敏	代 表 者	竹重 秀敏	東田 成民	" " 26

山口県選挙管理委員会告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出
があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年十一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の 届出事項の 異動の届出を した者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (異年 月日)
			新	旧	
俵田 祐児	俵田ゆうじを支える会	名 称	俵田ゆうじを 支える会	祐希会	令和5、 10、1